

京都市上下水道局告示第16号

京都市指定下水道工事業者規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消し、同規程第3条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者として指定しましたので、同規程第31条第1項第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

平成21年6月12日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 廃止届出業者名

(1) 京都市東山区本町二丁目85番地

株式会社桜井工業所

桜井 幾男

(2) 廃止届出年月日

平成21年5月8日

2 新規指定業者

(1) 指定業者名

京都市東山区本町二丁目85番地

桜井工業所

桜井 幾男

(2) 指定期間

平成21年6月12日から平成25年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)